放課後児童教室の対象児童及び費用について

1　対象児童

保護者及び同居する祖父母等の**全て**が、**月15日以上**、下記表の要件を満たす児童。
ただし、児童に特別な配慮が必要な場合等は、対象外となります。

利用形態	通年利用		長期期間のみの利用
対象学年	1～3年生	4～6年生	1～6年生
就労等	**午後3時30分まで**	**午後4時30分まで**	**午後2時まで**
利用時間	午後5時まで	午後5時まで	午後5時まで
	午後6時まで	午後6時まで	午後6時まで
	午後7時まで	午後7時まで	午後7時まで

2　開設日

令和9年4月1日～令和10年3月31日　（ただし、以下の①と②を除く。）

① 土曜日、日曜日、祝日、8月12日～15日、12月29日～翌年1月3日
② その他（気象警報による休校措置、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等による学級閉鎖等）

3　開設時間

① 授業日：授業終了後から午後7時　②長期休業、振替休業日：午前8時から午後7時

4　費用

令和8年度の料金体系は下記の通りです。令和9年度については、決定後お知らせします。
月額料金のため、日割りは行いません。利用月のうち、申請時間を3回過ぎた場合は、延長料金が生じます。（※延長料金は、申請利用時間を過ぎた3回のうち、遅いほうの時間の請求となります。）

利用時間	実費負担額	午後6時までの延長料金 （延長月の翌月に請求）	午後7時までの延長料金 （延長月の翌月に請求）
午後5時まで	4，000円	+2，000円	+3，000円
午後6時まで	6，000円		+1，000円
午後7時まで	7，000円	※午後7時過ぎのお迎えが頻繁な場合は退室勧告	
夏季休業期間の加算料金	夏季休業期間（7／21～8／27）を利用した場合、加算料金が生じます。 7月2，000円、8月4，000円		
保険料	利用開始月の実費負担額に、800円を加算します。（年度内に1回）		

※減免対象者（生活保護、就学援助家庭）は、申請により一部減免となります。該当する方は、教室又は市役所子育て・健幸課へお申し出ください。